

北海道告示第11025号

北海道が令和5年度（2023年度）において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年7月18日

北海道知事 鈴木直道

(保健福祉部所管分 その8)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 医学生等地域医療体験実習支援事業</p> <p>本道の地域医療に興味を有する道内医育大学の医学生等を対象に、地域医療に従事する医師や関係者、地域住民等との意見交換や交流などの学外実習の実施により、地域医療に対する理解と意欲を高め、将来の地域勤務の促進を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	道内医育大学	<p>本道の地域医療に興味を有する道内医育大学の医学生や看護学生などを対象に行う、地域医療に従事する医師や関係者、地域住民等との意見交換や交流などの学外実習や学外実習結果の発表などを通じて医学生等の地域医療の理解と意欲を高めることに資すると認められる事業を実施するために必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 賃金 (2) 報償費（謝金） (3) 旅費 (4) 需用費（印刷製本費、消耗品費） (5) 役務費 (6) 使用料及び賃借料</p>	<p>10分の10以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>2 医師就労支援事業</p> <p>子育て中等の医師の道内での就業確保を図るため、利用可能な勤務形態や支援制度など、相談や取組を整</p>	道内医育大学、一般社団法人北海道医師会、市町村、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉	<p>就労サポートに必要な次に掲げる経費</p> <p>給与費（常勤職員・非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（食糧費除く）、役務</p>	<p>10分の10以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、</p>	<p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第439号様式 保福第440号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推</p>		

<p>備し、働きやすい職場環境づくりを総合的に推進することにより医師を安定的に確保することを目的とし、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会又はその他知事が適当と認める者</p>	<p>費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記経費に該当するもの）</p>	<p>補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>団体である場合を除く。） 保福第439号様式 保福第440号様式 別に指示する様式</p>			<p>進局地域医療課</p>	
		<p>勤務体制整備に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員・非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（食糧費除く）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記経費に該当するもの）</p>	<p>2分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					
<p>3 医療機関・住民交流推進事業 地域住民・団体等による地域の医療機関を支える取組を推進することで、医師をはじめとする医療従事者にとって魅力ある病院・まちづくりを進め、医療従事者の離職防止や就業確保などにより、地域医療の確保・地域の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>医療機関を支える取組を行う住民団体及び医療機関のうち、知事が認めるもの。</p>	<p>次の事業の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費（会食代を除く））、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料） 1 地域医療を守るための講演会等開催事業 2 地域住民と医療従事者との交流事業 3 住民団体等の活動を推進するための普及啓発事業</p>	<p>2分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>4 医療勤務環境改善支援事</p>	<p>次の全ての条件を</p>	<p>事業の実施に必要な報酬、給料、職</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>保福第1の2号様式</p>	<p>保福第1の2号様式</p>	<p>提出部数 1部</p>		

<p>業 医療機関による主体的な勤務環境改善に向けた取組を推進することにより、医療従事者の確保を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>満たす医療機関の開 設者とする。ただし、 医師事務作業補助者 の配置については、 診療所及び別記に掲 げる病院（知事が指 定又は認定した周産 期母子医療センター を配置している病院 を除く。）を除く。 1 「医療勤務環境 改善マネジメント システムに関する 指針」に基づき、 勤務環境改善計画 を策定又は策定に 着手しているこ と。 2 北海道医療勤務 環境改善支援セン ターと連携して事 業を実施するこ と。</p>	<p>員手当等、共済費、賃金、報償費、旅 費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、 （寄附金その 他の収入金が あるときは、 補助金等の額 の算定に当た り、当該寄附 金その他の収 入金の控除等 を行う。） 役務費、使用料及び賃借料、委託料（上 記経費に該当するものに限る。）、研修 受講に係る負担金（補助者の配置の場 合に限る。）</p>	<p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共 団体である場合を除 く。） 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出期限 提出先</p>	<p>別に指示す る日 保健福祉部 地域医療推 進局地域医 療課</p>		
<p>5 休日夜間診療確保対策事 業 休日又は夜間における地 域住民に対する救急医療を 確保するため、予算の範囲 内で補助する</p>	<p>一般社団法人北海 道医師会</p>	<p>一般社団法人北海道医師会が休日又 は夜間の在宅当番医制事業を行う郡市 医師会に対し当該事業費を補助する場 合における当該補助に要する経費（当 番制により休日又は夜間の診療体制を 確保した医療機関の運営に要する経費 に対する補助に要する経費に限る。）</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 提出期限 提出先</p>	<p>1部 別に指示す る日 保健福祉部 地域医療推 進局地域医 療課</p>	
<p>6 救急勤務医・産科医等確 保支援事業</p>			<p>3分の1以内</p>			<p>提出部数 提出期限</p>	<p>1部 別に指示す</p>	

<p>過酷な勤務状態にある医師の処遇改善や、産科医等の確保及び将来の産科医療等を担う医師の育成を図るため、医療機関等が医師等に支給する救急勤務医手当や分娩手当研修医手当、新生児医療担当医手当に対して、予算の範囲内で交付する。</p>			<p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>			<p>提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>(1)救急勤務医手当支援事業</p>	<p>北海道医療計画等に基づき、地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた医療機関の開設者が整備、運営する第二次救急医療機関（北海道医療計画第8章別表10に掲載されている病院群輪番制参加病院・診療所及びその他の救急病院・救急診療所、並びに別表9に掲載されている精神科救急医療体制整備事業指定医療機関のうち輪番病院） 総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターで知事が適当と認める者</p>	<p>休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当のうち、次に掲げるもの 1 平成21年4月以降に既存の宿日直手当等を廃止して、新たに救急勤務医手当制度を創設した場合は、既存の手当の単価を超える部分 2 既存の救急勤務医手当（平成20年度以前に創設され支給されていたもの）については、平成21年4月以降に増額した場合にのみ、その増額部分</p>		<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が道及び市町村である場合を除く。） 保福第304号様式 保福第305号様式 保福第306号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第305号様式 保福第307号様式 保福第308号様式 別に指示する様式</p>			

(2)産科医等確保支援事業	北海道（北海道病院 事業会計） 市町村 日本赤十字社 社会福祉法人恩賜財 団済生会 北海道厚生農業協同 組合連合会 社会福祉法人北海道 社会事業協会 独立行政法人地域医 療機能推進機構 医療法人 学校法人 社会福祉法人 医療生協 その他知事が認める 者			保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が道及び市 町村である場合を除 く。） 保福第283号様式 保福第284号様式 別に指示する様式				
ア 分娩手当支援事業		分娩を取り扱う産科・産婦人科医及 び助産師に対して、処遇改善を目的と して分娩取扱件数に応じて支給される 手当			保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第284号様式 保福第285号様式 保福第287号様式 別に指示する様式			
イ 研修医手当支援事業		臨床研修修了後、指導医の下、研修 カリキュラムに基づき産科・産婦人科 の研修を受けている者に対して、処遇 改善を目的として支給される手当			第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第284号様式 保福第285号様式 保福第288号様式 別に指示する様式			

	ウ 新生児医療担当医 手当支援事業		N I C Uにおいて新生児を担当する 医師の処遇改善を目的として支給され るN I C Uに入院する新生児に応じて 支給される手当			保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第284号様式 保福第285号様式 保福第286号様式 別に指示する様式			
7	災害医療体制確保事業 本道における災害医療体 制の確保と円滑な運用を図 るため、予算の範囲内で補 助する。	一般社団法人北海 道医師会	研修事業費 (災害医療従事者研修に要する経費の うち、報酬、賃金、報償費、旅費、需 用費(食糧費(茶菓弁当代に限る)を 含む)、役務費、委託料、使用料及び 賃借料)	10分の10 以内	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式	保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 保健福祉部 地域医療推 進局地域医 療課		
8	産科医・小児科医養成支 援特別対策事業 道内の医学生及び初期臨 床研修医が産科又は小児科 を志望するために、道内医 育大学が行う取組を支援 し、将来の産科医及び小児 科医の安定的な養成につな がる環境整備を図ることを 目的として、予算の範囲内 で補助する。	北海道公立大学法 人札幌医科大学、国 立大学法人北海道大 学、国立大学法人旭 川医科大学	事業を実施するために必要な次に掲 げる経費 (1) 報償費(謝金) (2) 旅費 (3) 需用費(食糧費を除く。) (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料 (6) 負担金	10分の10以内 (寄附金その 他の収入金があるときは、 補助金等の額 の算定に当たり、当該寄附 金その他の収入金の控除等 を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 保健福祉部 地域医療推 進局地域医 療課		
9	小児救急医療支援事業 初期救急医療施設及び救 急患者の搬送機関との円滑 な連携体制の下に、休日及 び夜間における入院治療を	北海道(北海道病 院事業会計)、市町 村	小児救急医療支援事業に必要な次に 掲げる経費 (1) 北海道(北海道病院事業会計)及 び市町村が行う事業に要する給与費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与	3分の2以内 (寄附金その 他の収入金があるときは、	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第45号様式 保福第47号様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第47号様式 保福第48号様式 保福第49号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 保健福祉部 地域医療推		

<p>必要とする小児の重症救急患者の医療を確保するため、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>費、法定福利費等)、報償費(医師雇上謝金に限る。) (2) 病院の開設者が行う事業に対して市町村が補助する事業に要する経費</p>	<p>補助金等の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第48号様式 別に指示する様式</p>	<p>別に指示する様式</p>	<p>進局地域医療課</p>		
<p>10 小児救命救急医療体制整備支援事業 小児の重症・重篤救急患者の医療を確保することを目的とする事業に要する経費に対して、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>知事の要請を受けた病院の開設者</p>	<p>小児救命救急医療体制整備支援事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費)報償費(医師雇上謝金)</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村の場合を除く。) 保福第412号様式 保福第413号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第413号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>11 総合診療医人材確保・養成事業 医学生等及び道内医療機関の専門研修プログラムにより専門医を目指す専攻医を対象に、総合診療医に対する理解を深めるため、地域で必要とされる総合診療医についての講演会・研修会の開催や施設見学の実施により、幅広い診療に対応できる総合診療医を目指す人材を確保・養成することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>日本プライマリ・ケア連合学会北海道ブロック支部</p>	<p>医学生等及び専攻医を対象とした講演会・研修会の開催や施設見学の実施に必要な次に掲げる経費 報償費(謝金)、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役員費、使用料及び賃借料</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		

<p>12 総合診療専門医活動支援事業</p> <p>総合診療専門医を取得した医師に対し、地域での活動を支援し、道内定着に向けた体制整備を推進することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>総合診療専門医が勤務する医療機関で、指導的立場の医師により当該専門医を指導医として養成することが可能な施設。</p>	<p>総合診療専門医を取得した医師を指導医として養成する研修等を実施するために必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 指導医経費</p> <p>指導医に係る報償費(謝金)、人件費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費又は法定福利費等をいう。) 又は手当、賃金、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの)</p> <p>(2) 研修管理経費</p> <p>報償費(謝金)、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの)</p> <p>(3) 地域研修経費</p> <p>報償費(謝金)、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの)</p>	<p>10分の10以内</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>13 地域医療情報連携ネットワーク構築事業</p> <p>医療介護総合確保促進法に基づく北海道計画に基づき、ICTを活用して切れ目のない医療介護情報連携を行い、継続した質の高い連携を図ること等を目的として、予算の範囲内において補助する。</p>						<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課</p>		

<p>(1)地域医療情報連携ネットワーク構築事業</p>	<p>市町村、病院又は診療所の開設者、医師会その他知事が認める者（ただし、右記のイに係る事業の場合は、市町村、病院の開設者、医師会その他の知事が認める者に限る。）</p>	<p>ア 地域医療情報連携ネットワーク構築事業に必要な委託料、医療機器及び備品の購入費（取付工事料を含む。ただし、補助対象者の施設内のみ情報システムの構築若しくは現在導入しているシステムの機能の追加や拡充を伴わない更新に係る経費又は在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる経費を除く。） イ 上記アの経費を対象として事業を実施する事業者に対して、当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式</p>			
<p>(2)地域医療情報連携ネットワーク構築アドバイザー事業</p>	<p>市町村、病院又は診療所の開設者、医師会その他知事が認める者</p>	<p>地域医療情報連携ネットワーク構築アドバイザー事業に必要な委託料、報酬、報償費（謝金）、旅費</p>	<p>10分の10以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 保福第344号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第344号様式 別に指示する様式</p>			
<p>(3)防災用診療情報バックアップ事業</p>	<p>知事が認める病院の開設者</p>	<p>防災用診療情報バックアップ事業に必要な委託料、医療機器及び備品の購入費（取付工事料を含む。ただし、補助対象者の施設内のみ情報システムの構築又は現在導入しているシステムの機能の追加や拡充を伴わない更新に係る経費を除く。）</p>	<p>2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式</p>			

			り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	く。) 保福第33号様式別に指示する様式				
14 地方・地域センター機能強化事業 地方・地域センター病院の医療機能を高めるとともに、医療支援活動を強化し、地域ごとに均衡のとれた医療供給体制の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事が指定した地方・地域センター病院の開設者					提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
(1) 医師等派遣事業		地方・地域センター病院における地域の医療機関に対する代替医師等及び診療協力のための医師等の派遣に必要な経費(報酬、常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費、賃金、報償費、旅費)	2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第39号様式の1 保福第40号様式の2 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第39号様式の1 保福第40号様式の2 別に指示する様式			
(2) 研修会等開催事業		地方・地域センター病院における地域の医師等の医療技術者を対象とする研修会又は地域医療構想の推進方策検討等医療政策に関する研修会等の開催に必要な経費(報酬、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、図書等購入費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料)	2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 保福第39号様式の2	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第39号様式の2 保福第40号様式の3 別に指示する様式			

			金の控除等を行う。)	保福第40号様式の3別に指示する様式				
(3)設備整備事業		地方・地域センター病院における圏域内における後方医療機関として必要な医療機器等（共同利用する高度医療機器又は、研修会で活用する医療機器等）の整備に必要な経費	2分の1以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式			
15 北海道緊急時医療活動施設整備費 北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に定める原子力災害医療体制を確保するため、北海道公立大学法人札幌医科大学及び国立大学法人北海道大学が行う緊急時医療活動施設整備事業に要する費用に対し、予算の範囲内で補助する。	北海道公立大学法人札幌医科大学 国立大学法人北海道大学	北海道公立大学法人札幌医科大学及び国立大学法人北海道大学が行う緊急時医療活動施設整備事業に要する経費	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
16 臨床研修医研修・交流事業 道内の初期臨床研修医を対象とした研修・交流会を開催し、初期臨床研修医の育成、質的向上を図るとともに、道内の臨床研修医・	一般社団法人北海道医師会	事業を実施するために必要な次に掲げる経費 (1) 報償費（謝金） (2) 旅費 (3) 需用費（食糧費を除く。） (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		

<p>指導医等のネットワークを構築することにより、道内における医師の就業と定着を推進することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>			<p>り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
<p>17 臓器移植体制運営事業 指定HLA検査センターとして組織適合性検査を実施することにより、臓器移植の円滑な推進を図るため、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>札幌市</p>	<p>指定HLA検査センターとして行う検査機器の整備や臨床検査技師の配置並びに臓器移植希望者及び提供臓器の組織適合性検査及びその検査結果の管理に必要な次の経費。 1 人件費 2 維持管理費 3 組織型等検査費</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		
<p>18 がん検診車整備事業 がん検診車の設備整備を行い、がん検診の受診率向上を図り、がんの早期発見・早期治療を推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道対がん協会</p>	<p>がん検診を実施する車両の購入費及び修繕費(車両の長寿命化に資するものに限る。)</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第33号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		
<p>19 民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業費補助金 社会福祉施設職員等退職</p>	<p>独立行政法人福祉医療機構</p>	<p>社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、民間社会福祉施設等の職員に対する退職手当金の支給に要する経</p>	<p>10分の10以内 (寄付金その</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日</p>		

<p>手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業における令和5年度退職手当金の支給に要する経費について、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>費</p>	<p>他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別紙様式1</p>	<p>別紙様式2</p>	<p>提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>		
<p>20 老人クラブ運営費補助金 高齢者の生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、生活を豊かなものにするために、明るい長寿社会づくりに資するために組織されている老人クラブの活動を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）</p>	<p>老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会が行う活動に必要な経費（報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料）に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>3分の2以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第94号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第94号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局 保健環境部 社会福祉課</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>21 介護サービス利用者負担軽減事業 介護保険制度の円滑な施行に資するため、予算の範囲内で補助する</p>	<p>市町村 一部事務組合 広域連合</p>	<p>1 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業に必要な経費（賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費に限る。） 2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業に必要な経費（賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費、繰出金に限る。） 3 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業に</p>	<p>4分の3以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局（振興局）</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	

		<p>必要な経費（賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金、扶助費、繰出金に限る。）</p> <p>4 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業に必要な経費（賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金・補助及び交付金、扶助費）</p>						
<p>22 保育士等資格取得支援事業費補助金</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要となる保育教諭の確保及び幼稚園教諭免許状を有する者や保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格等を支援することにより、保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができ体制を整備するため、予算の範囲内で交付する。</p>				<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村の場合は、除く。） 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p>	<p>札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に所在する対象施設（幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設）及び札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に居住する</p>	<p>保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学金、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>10分の10以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					

	対象者（上記対象施設に勤務する保育士資格取得特例制度の対象者）							
(2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に所在する対象施設及び札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に居住する対象者（保育士資格取得特例制度の対象者を雇用する施設及び当該制度の対象者）	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10分の10以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
(3) 保育所等保育士資格取得支援事業	札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に所在する対象施設（保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型・幼保連携型認定こども園への移行を予定している幼稚園、乳児院又は児童養護施設（公立を除く。））及び札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に居住する対象者（上記対象施設に勤務する者）	保育所等保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10分の10以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
(4) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	札幌市、旭川市、函館市以外の市町村に所在する対象施設（幼保連携型認定こども園及び幼保連携	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税	10分の10以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額					

	型認定こども園への 移行を予定している 施設) 及び札幌市、 旭川市、函館市以外 の市町村に居住する 対象者 (上記対象施 設に勤務する幼稚園 教諭免許取得特例制 度の対象者)	の算定に当た り、当該寄附 金その他の収 入金の控除等 を行う。)					
--	--	---	--	--	--	--	--

別記

- 1 補助申請時点において、診療報酬「医師事務作業補助体制加算」の1又は2を届け出ている医療機関
- 2 特定機能病院
- 3 「救急医療対策事業実施要綱」（昭和52年7月6日医発692号）に規定する第三次救急医療機関、小児救急医療拠点病院
- 4 「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発第0321第2号）に規定する災害拠点病院
- 5 「へき地保健医療対策事業について」（平成13年5月16日医政発第529号）に規定するへき地医療拠点病院
- 6 地域医療支援病院
- 7 申請前1年間の緊急入院患者数が50名以上の医療機関

緊急入院患者数とは、救急搬送により緊急入院した患者数及び当該医療機関を受診した患者であって、医師が診察等の結果、緊急に入院が必要と認めた重症患者のうち、緊急入院した患者数の合計をいう。